

地方独立行政法人大阪市民病院機構役員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（非常勤である者を除く。以下「役員」という。）の退職手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給額)

第2条 役員が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の額は、役員として引き続く在職期間1月につき、退職日におけるその者の月例給（地方独立行政法人大阪市民病院機構役員報酬規程第5条に掲げる額に100分の10の割合を乗じて得た金額に100分の84の割合を乗じて得た額とする。ただし、異なる役職（理事長、副理事長、理事及び監事をいう。）の役員に引き続いて在職した場合は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの月例給に100分の10の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額に100分の84を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、その者の勤務実績等に応じ、これを増額し、又は減額した額とすることができる。

(解任の場合の支給制限)

第3条 役員が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項に基づき解任された場合は、前条の退職手当を減額し、又は支給しないことができる。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算は、役員としての引き続いた在職期間とし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは1月と計算するものとする。

- 2 役職別期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複している場合は、端数の少ない在職期間から1月を減じるものとし、端数が同じ場合は後の在職期間から1月を減じるものとする。
- 3 役員が、任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に任命された場合には引き続いて在職したものとみなす。引き続いて役職を異にする役員に任命された場合も同様とする。

(在職期間の通算)

第5条 次の各号に該当する場合については、引き続いた在職期間のうち当該各号に定める期間を、前条第1項に規定する役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 法人の職員であるものが役員となるために退職（定年退職を除く。）し、引き続き役員となった場合 職員の期間及び地方独立行政法人大阪市民病院機構職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (2) 大阪市と法人の間での相互了承のもとに行われる人事交流等（以下「人事交流等」という。）により大阪市の職員から引き続き法人の役員となった場合 大阪市の職員の期間及び職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）により大阪市の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (3) その他理事長が特に必要と認める場合 理事長が認める期間

- 2 前項に該当する者のうち月の途中で役員となった場合の在職期間の計算は、前条第2項の規定を準用する。

(職員の期間を有する役員の取扱い)

第6条 前条の適用を受ける役員が、前条第1項各号の期間の全部又は一部について、既に退職手当を受けているときは、前条の規定に関わらず、当該退職手当の算定の基礎となった在職期間は、第4条第1項の在職期間には含まないものとする。

2 前条の適用を受ける者の退職手当は、第1号に定める額に第2号に定める額を加えた額とする。

(1) 役員の期間を基礎として、第2条及び第4条の規定により計算した退職手当の額

(2) 前条の規定により役員としての引き続いた在職期間とみなされる期間（前号の期間を除く。）、その期間の最後の日における年齢及びその期間の最後に受けることとなった退職手当基礎額を基礎とし、職員退職手当規程の適用を受ける職員の例により計算した退職手当の額

3 前条の適用を受ける者で、役員の期間中に、職員であったと仮定した場合における職員としての定年による退職の日に達した者の退職手当の算定方法は理事長が別に定める。

(退職手当の支給制限)

第7条 次の各号に掲げる場合については、退職手当を支給しない。

(1) 役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び役員となった場合

(2) 役員が、職員となるために退職した場合

(3) 役員が人事交流等により引き続き大阪市の職員となった場合において、大阪市の退職手当に関する規定により、役員の期間を大阪市の職員としての引き続く在職期間とみなされる場合

(退職手当の支給等)

第8条 役員の退職手当の支給その他退職手当に関する事項については、この規程に定めがあるものを除くほか、職員退職手当規程の規定を準用する。

(退職手当の不支給等)

第9条 役員が退職手当の受給を辞退する旨の申出をした場合又は理事長が別に定める場合にあつては、退職手当を支給しないことができる。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。